

伊賀市土地利用審議会 会議概要

1. 審議会名..... 令和5年度第2回伊賀市土地利用審議会
2. 日 時..... 2023（令和5）年7月31日 午後1時30分～午後3時
3. 会 場..... 本庁舎会議室
4. 出席委員..... 5名中5名（委員名簿非公開）
5. 事務局..... 山本建設部長、城都市計画課開発指導室長、中森主査、大門主査
6. 公開・非公開の別..... 非公開
7. 非公開の理由..... 伊賀市情報公開条例第24条第1号（非公開情報が含まれる事項についての審議、審査、調査等については非公開）の規定による
8. 会議概要作成年月日..... 2023（令和5）年8月29日

○ 事 項

- 1 あいさつ
- 2 審 議

議事 伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく特定開発事業の認定について
審議案件（1）伊賀市上阿波地内 動物園、店舗・飲食店等
（公共用地跡地利用）

- 3 その他

○ 審議概要

審議案件（1）伊賀市上阿波地内 （用途）動物園、店舗・飲食店等（公共用地跡地利用）
--

審議案件（1）について説明に対する委員からの意見等

- 市の施設をプロポーザル方式で事業者へ売却したとのことですが、プロポーザルの審査項目のうち、地域貢献とは具体的にどのようなことをされているのですか。
回答：地域雇用だけでなく、地域のイベントの際にタイアップするなど、地域コミュニティと協働して事業を進めると聞いています。

- 今回の資料では飼育頭数や飼育環境、管理者設置等が不明です。動物愛護法や同法に基づく展示動物の飼養及び保管に関する基準に準じた施設であるかどうかの判断ができません。また、第一種動物取扱業登録など動物園に関する法令は、どこの所管ですか。

回答：飼育頭数は定かではありませんが、小さい動物も含めて複数種の動物を計画し

ており、大型動物はアルパカやポニー、その他の動物をつがいで飼育する計画と聞いています。

土地利用条例上は、動物愛護法や同法に基づく展示動物の飼養及び保管に関する基準等の関係法令への準拠を前提として、その土地を動物園等として利用することが適切かどうかという視点でご審議いただきたいと考えます。

ただし、特筆すべき法令がありましたら、意見として付していただければと考えています。

なお、動物園に関する法令は、主に三重県の所管と想定しています。

- 立地に関して、この施設の性質上集落内や隣接地には作りにくいものですが、保全区域にあった方が許容できるかもしれません。住宅からどの程度離れていますか。
回答：直近の住宅から 200～300mほど離れています。
- 温泉施設等の一体敷地のうち、ゲートボール場を動物園に用途変更する計画ですが、今後、動物園開園や他の事業計画によって駐車場が溢れることはありませんか。
回答：敷地内や近隣敷地に第 5 駐車場まであり、駐車スペースは十分確保されていますので、イベントの際も満車にまではならないと思われれます。
- 仮に公共用地跡地利用でない場合、この事業はどういう扱いになりますか。
回答：公共用地跡地利用でない場合は、動物園は基準一覧表の欄外記載の「表の施設区分に記載のない建築物用途等は、特定開発事業として取り扱う」とありますので、特定開発事業として扱います。店舗部分は、店舗・飲食店等の扱いのため立地不可となります。
- 今回の申請で温泉施設等と一体としていない理由を教えてください。
回答：温泉施設等を含めた全体計画において、現時点で具体化していない計画があります。以前の案件審議において「具体化していない部分の計画については、改めて特定開発事業の認定手続きが望ましい」とのご意見があったため、今回は動物園等に係る敷地のみの申請に至りました。加えて、公共用地跡地利用の適用ルールとして、1 度のみ適用が妥当として運用しており、全体を申請敷地とした場合、今後の計画の特定開発事業認定手続きに支障が生じることから、旧ゲートボール場の建物敷地（建築確認時の敷地）に限定しています。

審議案件（1）の特定開発事業認定に対する審議会意見まとめ

特定開発事業の認定については、以下の意見を付し、これらの条件が満たされることを前提に認定することが適当である。

- ・動物の愛護及び管理に関する法律及び同法に基づく展示動物の飼養及び保管に関する基準を踏まえた動物取扱業として必要な登録申請をするとともに、関係する法令や基準等を厳守して適切な事業運営を行うこと。
- ・特に、既存施設を動物園に用途変更する特殊性から、動物の愛護及び管理に関する法律及び同法に基づく展示動物の飼養及び保管に関する基準の趣旨に従い、動物の健康及び安全の保持に配慮した施設整備と施設運営を行うこと。
- ・また、既存の温泉施設および集落に近接することから、動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条を踏まえ、周辺的生活環境の保全にかかる措置に配慮した施設運営を行うこと。

以上